

新幹線地本申5号

「2020年3月ダイヤ改正に関する解明申し入れ」

提出する!!

1月9日、新幹線地本は新幹線統括本部へ上記申し入れを提出しました。内容は、2020年3月ダイヤ改正提案において、山形新幹線車両センター関連の作業内容について、明らかにすべき事項が多数あることから申し入れに至りました。

今後、早急に関係機関と連携して交渉に臨みます。

【申し入れ内容】

- 1、当直、運当、仕業E・Fの作業ダイヤを明らかにすること。
- 2、限定がパートナー会社に移管されることによるJR本体の作業ダイヤを明らかにすること。
- 3、標準数△1の根拠を明らかにすること。
- 4、仕業Fについて、冬季ダイヤとダイヤ改正後に休憩時間が異なる理由を明らかにすること。
- 5、仕業Fについて、冬季間現行の休憩時間となるのか明らかにすること。
- 6、限定Aについて、山形駅での臨修作業があるが、契約上出来ない作業はあるのかを明らかにすること。
- 7、断路器扱いは移管がないのか明らかにすること。
- 8、今後、限定運転士の養成はJR本体としてはやらないのか明らかにすること。
- 9、今後、限定運転士の業務をJR本体に戻すことはやらないのか明らかにすること。
- 10、運当について、ダイヤ改正以降は運転させないのか明らかにすること。
- 11、今後、甲種動力車免許証また限定免許証を持つ社員について、運転適性検査ならびに医学適性検査、入換の乗務員訓練等を継続するのか明らかにすること。
- 12、山形駅留置の気動車の暖房余熱作業は、誰が担当するのか明らかにすること。
- 13、現行、業務が重複するなどの理由で限定Aが除融雪の確認をしているが、この確認も移管するのか明らかにすること。

ダイヤ改正に関する団体交渉を通じて

私たちの「安全・働きやすさ」を担保した職場環境をかちとろう!